

令和4年第3回（9月）定例町議会

（第3日 9月8日）

開会 9時30分

◎開議宣告

○議長（山田厚司君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（山田厚司君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、議案第31号 西伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第31号は、西伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） おはようございます。

それでは、議案第31号 西伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

まず事前に配付しております、議案第31号の資料をご覧ください。今回の一部改正は、育児を行う職員の、職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的とした、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、町例規に関する、育児休業の取得回数制限の緩和について改正をしたいものでございます。主な改正内容とすると、育児休業が原則分割取得不可から、2回までの分割取得が可能となる法改正に対応するため、現在の育児休業等計画書により申し出た場合の再度の育児休業取得に係る規定の廃止などの整備を行いま

す。また、法改正により、この2回までの育児休業とは別に、子の出生後8週間以内の男性の育児休業、産後パパ育休も原則分割取得不可から2回までの分割取得が可能となります。

それでは、議案第31号の2ページの新旧対照表をご覧ください。上位法令の地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業法第2条第1項ただし書でうたわれていた内容が、新たに第2条第1項第1号として、追加されたことにより、今回の町の条例の改正においても、現行の最上段の（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）第2条の3以降の下線部も含めて、削除し、改正案の最下段、（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）、3ページの上段をご覧ください。第3条の2以降の下線部も含めて、加えたいものでございます。2ページにお戻りください。現行の第3条、育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情の中から、第5号、育児休業を取得する際、育児休業等計画書により3月以上経過した後に、再度育児休業を取得することを任命権者に申出た場合を、取得回数制限の緩和により、申出及び経過期間が不要となったことから、改正案では削除をしております。3ページをお願いします。第8条の下線部、引き続きは表記誤りのため、改めたいものでございます。第10条第6号の下線部、現行の育児休業等計画書を、改正案では、育児短時間勤務計画書に改めたいものでございます。1ページにお戻りください。附則としまして（施行期日）第1条、この条例は令和4年10月1日から施行します。（経過措置）第2条、この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限ります）、及び第10条（第6号に係る部分に限る）の規定の適用については、なお従前の例によります。簡単ですけども、以上で説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 追加資料のほうで見たほうがいいと思うんですけど、現行ですと出生で出生後8週間、それから、育休で3歳までと、現行の条例ですね。これのときに取得した職員の方というのはいるのかお伺いします。

○議長（山田厚司君） はい。総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 今までですね育児休業を取得した方は平成26年度以降でございまして、6名、9回おります。期間としますと、最短で1年1ヶ月から最長で1年6ヶ月、この期間を育児休業として休暇を取得しております。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） この6名9回という、平成26年以降休むということになりますと、総務課長は当然、書類が回ってくるでしょうから知ってるわけですけど町長も副町長も。どれくらいのですね役場の職員の方、この方が休む、育児休業で休んでますよというようなことを、告知して、知っておられるのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 育児休業により、人事異動等が伴うものにつきましては、職員には、インフォメーションで全職員に、こういうふうに育児休業に伴って人事異動がありますという格好のお知らせをしております。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。はい。

5番芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） ここに説明書のほう、あるんだけど財産、

○議長（山田厚司君） マイクを使ってください。

○5番（芹澤 孝君） 3条の5条を削り、同条第6号、6号を5号とすると書いてある。

これはどういう理由から。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） これにつきましては、今までの育児休業を今回の改正では2回まで分割して育児休業を取得できるようになってます。それが例えばその特別な事情があつて、3回目をとりたいたいという場合の特別な事情が今まで1番から6番までありましたけども、先ほど説明しましたように、5番というのが今回の、条例改正でなくなりますので、5番を削除して、6番が5番に上がってきたというような格好になります。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（山田厚司君） これより討論を行います。先に、原案に反対者の発言を許します。

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第31号西伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第2、議案第32号令和4年度西伊豆町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第32号は、令和4年度西伊豆町一般会計補正予算（第3号）でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第32号 令和4年度西伊豆町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出総額にそれぞれ2億2,703万2,000円を追加し、それぞれの金額を90億6,972万8,000円としたいものでございます。

2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正。歳入です。款、項、補正額の順に朗読いたします。10款地方交付税、1項地方交付税ともに、5,760万7,000円。13款使用料及び手数料、2項手数料ともに、2万6,000円。14款国庫支出金、2項国庫補助金ともに、5,546万6,000円。18款繰入金、1項繰入金ともに、2,662万5,000円の減。19款繰越金、1項繰越金ともに、2億1,215万8,000円。20款諸収入、5項雑入ともに、2,340万円。21款町債、1項町債ともに、9,500万円の減。歳入合計に2億2,703万2,000円を追加し、90億6,972万8,000円としたいものでございます。

3ページをお願いします。歳出です。款、項、補正額の順に朗読します。1款議会費、

1 項議会費ともに、4 万円の減。2 款総務費、824 万 2,000 円。1 項総務管理費、468 万 8,000 円。2 項徴税費、132 万円。3 項戸籍住民基本台帳費、223 万 4,000 円。3 款民生費、1 項社会福祉費ともに、127 万 9,000 円の減。4 款衛生費、1,113 万 2,000 円。1 項保健衛生費、26 万 9,000 円の減。2 項環境衛生費、13 万円の減。3 項清掃費、1,161 万 1,000 円。4 項町営斎場管理費、8 万円の減。5 款農林水産業費、18 万円の減。1 項農業費、168 万円の減。3 項水産業費、150 万円。6 款商工費、1 項商工費ともに、9,826 万 9,000 円。7 款土木費、51 万円の減。1 項土木管理費、772 万円の減。2 項道路橋梁費、550 万円。4 項港湾費、171 万円。8 款消防費、1 項消防費ともに、50 万円。9 款教育費、1,110 万 2,000 円の減。1 項教育総務費、567 万 5,000 円。

4 ページをお願いします。4 項認定子ども園費、2,391 万 5,000 円の減。5 項社会教育費、348 万円の減。6 項保健体育費、61 万 8,000 円。10 款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費ともに、1,100 万円。12 款諸支出金、1 項基金費ともに、1 億 700 万円。13 款予備費、1 項予備費ともに、400 万円。歳出合計に 2 億 2,703 万 2,000 円を追加し、90 億 6,972 万 8,000 円としたいものでございます。

5 ページをお願いします。第 2 表地方債補正（第 3 号）です。限度額の補正額のあるところだけ説明させていただきます。臨時財政対策債ですが、令和 4 年度普通交付税、交付税算定額の確定により、臨時財政対策債の発行可能額が確定されたため減額をするもので、限度額を 9,500 万円減額し、3,500 万円としたいものです。発行可能額の減額理由は、基準財政需要額から収入額を差し引いた、財源不足額に乘数と補正係数を乗じて算出されますが、この乗数と補正係数が極端に減少しているため、発行可能額が減少となりました。なお、交付税は、この発行可能額を差し引いて交付されるため、発行可能額が減額になったことで、臨時財政対策債を含めた交付税の総額は減額にはなりません。

6 ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括、歳入です。これにつきましては、先ほど説明しました第 1 表歳入歳出補正予算の歳入と同様ですので、省略させていただきます。

7 ページをお願いします。次に、歳出です。これにつきましても、第 1 表と同様ですが、補正額の財源内訳については、記載のとおりでございます。

8 ページをお願いします。2、歳入です。主なものについて説明させていただきます。10 款 1 項 1 目地方交付税、5,760 万 7,000 円。これにつきましては、令和 4 年度普通交付税算定の決定に伴い、増額をしたいものです。令和 3 年度では、基準財政需要額において、臨時

経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費の創設があり、令和4年度当初予算は、これらが皆減となるため、前年度実績見込額の92%程度の低めに当初予算を計上したため、今回、増額補正をするものでございます。なお、今年度決定額と、令和3年度決定額とを比較すると、前年度比5.4%の減額となっております。14款2項1目総務費国庫補助金、5,546万6,000円。令和3年度、4年度に内示を受けた地方創生臨時交付金について、未充当の額を全額充当したいものです。19款1項1目繰越金、2億1,215万8,000円、前年度繰越金を全額計上します。20款5項2目雑入、2,340万円のうち、サンセットコインチャージ料賦課補助分2,230万円は、町の公会計システムが複式簿記を反映したシステムであるため、個人チャージ以外の国や町の財源を決算において明確にするため、付加補助分といった細節を設けて処理を行います。実際の現金の動きはありません。デジタル基盤改革支援補助金、110万円。J-lis地方公共団体情報システム機構からの補助金で、国の自治体DX推進計画に掲げられている自治体オンライン手続推進事業に係るもので、補助率は事業費の2分の1額となります。

9ページをお願いします。21款1項2目臨時財政対策債、9,500万円の減については、先ほど、第2表地方債補正（第3号）で説明しました、令和4年度普通交付税算定額の確定により、臨時財政対策債の発行可能額が確定されたことによるものでございます。

10ページをお願いします。歳出です。主なものについて説明させていただきます。歳出全般において、人件費について、4月1日付の人事異動に伴う調整及び令和3年の人事院勧告に伴い、6月期末勤勉手当減額調整による減額を行っております。2款1項1目一般管理費、13節使用料及び賃借料、住宅借上料、46万8,000円。4月より、美伊豆に職員を1名派遣しており、当初は自己都合により伊豆市まで通勤をしておりましたが、ジオパーク推進部に配属され世界ジオパーク認定の更新業務等にも携わっており、時間外勤務を多々あるため、市内にアパートを借りてほしいとの要望があり、通勤に伴う負担軽減の意味も含めて、アパートを借り上げたいものでございます。6目企画費、18節負担金補助及び交付金、240万円。公共交通事業者緊急支援金、西伊豆町、松崎町の両町で、乗り合いバス事業者への燃料高騰に伴う補助として、保有バス台数24台に対し、1台20万円を助成し、両町で均等に240万円ずつを支援したいものです。

11ページをお願いします。11目情報管理費、12節委託料、578万5,000円のうち、グループウェアシステム更改業務、317万2,000円は、令和5年7月に保守期間が満了するデスクネットワークサーバーにおいて、本年5月に滞納整理機構からのメールが、受信できない状況になり

ました。デスクネッツの製造ベンダーに調査依頼をした結果、当該システムのバージョンで受信できない形式のメールであるため、対応できないとの回答でした。重要文書がメール送信された場合に、受信できないことは、業務上、重大な障害であると判断したため、1年前倒して、今回システム更改を行いたいものでございます。2款2項2目賦課徴収費、22節償還金利子及び割引料、65万円。町民税の高額な還付事案が発生したことによるものでございます。

13ページをお願いします。4款1項2目予防費、11節役務費、郵便料、33万1,000円。国から県を経由して町に配布された、無料抗原検査キット300個を対象者の方に配布するに当たり、クロネコヤマトに発送先を連絡後、翌日届くネコポストという配送サービスがあるため、そのサービス利用のための郵便料を計上したいものです。

14ページをお願いします。4款3項1目廃棄物処理費、12節委託料、焼却施設精密機能検査業務、193万2,000円。3年に1回実施する定期的な法定検査であり、今年度実施年に当たりますが、当初予算計上漏れのため、今回計上したいものです。その下の2目し尿処理費、18節負担金補助及び交付金、741万9,000円、西豆衛生プラント組合負担金増額分です。電気料の高騰、投入ポンプ等の修繕費及び薬品費高騰による運転管理委託料の増額によるもので、松崎町との負担率により計上をしております。

15ページをお願いします。5款3項2目漁港管理費、10節需用費、港内施設修繕費、150万円。4月、7月の暴風雨により、町内海岸に多くの流木が漂着し、その処理に費用がかかったため、今後の不測の漁港施設修繕に備え計上したいものでございます。6款1項1目商工総務費、8節旅費、13万2,000円、その下の18節負担金補助及び交付金、消費生活研究会補助金204万7,000円。ごみ減量化の啓発活動を積極的に実施している消費生活研究会で、全国的にも、ごみ減量化の先進地である鹿児島県大崎町への視察を行い、当町でも実施可能な取組を模索、提案することを目的とします。旅費については随員職員2名分、補助金については消費生活研究会員21名分の視察研修費です。

16ページをお願いします。2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金、新型コロナウイルス感染症休業支援金、900万円、新型コロナウイルス感染症に感染をした事業者への休業に対する支援金を交付することで、従業員や来客者の感染拡大を防止したいものです。3目観光費、18節負担金補助及び交付金、観光誘客支援事業交付金、4,000万円。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による観光客の大幅な減少に歯止めをかけるため、OTAクーポンを発行し、誘客を促したいものでございます。7目サンセットコイン事業費、7節報償

費サンセットコイン利用料、4,460万円。新型コロナウイルス感染症拡大による観光客の大幅な減少に歯止めをかけるため、町内に宿泊された方へ宿泊料に応じたポイントをプレゼントし、誘客を促す事業です。7款2項1目道路費、12節委託料、大田子にあります、町道大畑線危険法面対策工事に伴う測量設計業務委託です。大畑線については、法面側の石積が孕んでおり幅員も狭い状況でございます。

17ページをお願いします。7款4項1目港湾管理費、18節負担金補助及び交付金、171万円。事業費の増額に伴う負担金の増です。8款1項5目防災施設管理費、18節負担金補助及び交付金、コミュニティー防災センター等修繕事業補助金、50万円。祢宜の畑地区からの要望で、現在、祢宜の畑公民館のトイレは和式が2基ありますが、高齢化に伴い、地区住民の洋式トイレに変更のニーズが多く、災害時には避難場にもなるため、事業費の2分の1を補助し、洋式トイレに改修するものです。

19ページをお願いします。9款5項2目公民館費、10節需用費、施設修繕費、50万円、田子公民館南側法面のモルタル吹付工が破損しており、隣接地に土砂が流れ出しているため、小規模のうちに修繕を行いたいものです。10款1項2目林業施設災害復旧費、14節工事請負費、林業施設原状復旧工事、750万円。林道祢宜畑倉見線の西伊豆オートキャンプ場の山腹崩壊により、林道脇の土砂ポケットに土砂が堆積し、今年度すでに2度除去工事を行っており、今後の台風等に備え、除去費用を追加計上したいものです。4目漁港施設災害復旧費、14節工事請負費、漂着流木等処理工事、350万円。8月13日から14日にかけての、台風8号に伴う、安城海岸流木の撤去工事費用を計上したいものです。

20ページをお願いします。12款1項1目基金積立金、24節積立金、1億700万円。内訳として、財政調整基金元金積立、8,200万円。減債基金元金積立、2,500万円。地方財政法第7条の規定により、前年度決算余剰額の2分の1の一部を積立たいものでございます。13款1項1目予備費、400万円。8月13日から14日の台風8号の影響による大浜海岸の流木処理に早期着手したいため、予備費から330万円を充用したため、予備費残額が約50万円程度となり、今後の不測の事態に備えて増額をしたいものでございます。以上で簡単ですが説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑は全般にわたりせ、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

4番堤豊君。

○4番(堤 豊君) 16ページをお願いします。16ページの18節負担金補助金及び交付金、4,000万、交付金は観光客誘客支援事業交付金ということで説明がありました。コロナ禍の中での大幅な、売上げ減少によるということでの交付金と思うんですが、具体的に、この交付金の支給の4,000万円という金額は分かったんですが、内訳っていうか、例えばホテル関係とかそういう内訳的なものってのはあるんですか。

○議長(山田厚司君) まちづくり課長。

○まちづくり課長(長島 司君) 全協でもご説明したかもしれませんが、この観光誘客支援事業交付金4,000万円を使用いたしまして、OTAクーポンの発行、これは今年度当初予算でも、2,000万円計上して、現在も行わせていただいている事業でございますけれども、その追加として行いたいのと、あとは、団体バス旅行補助、こちらについてもですね、この4,000万円の中で行う予定をしております。金額なんですけれども、実際、その二つを比べますと経済効果としては団体バス旅行補助のほうが高いわけでございます。できればそちらのほうを多くしたいわけでございますけれども、ただコロナが、今のような状況ですと団体旅行ってのはなかなか見込めないっていうところもございますので、OTAを行うという方向で今のところは考えているんですけども、その辺の状況を見ながらですね、この4,000万円をうまく活用し、1人でも多くの誘客をですね増やすような形で進めていきたいと思っております。

○議長(山田厚司君) よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

2番浅賀元希君。

○2番(浅賀元希君) 15ページですね、商工費についてお伺いいたします。これ、予算上は消費者研究会に204万7,000円ということなんですけども、先ほどの説明の中にですね、職員が2名の方随行するっていうお話だったんですけども、これについて環境課の職員の方は行く予定があるのか、それとも、もしいかないとすればですね、既に行ったことがあるのか、またはこれから別の方法で行く予定があるのか、その辺はちょっとお願いしたいと思えます。

○議長(山田厚司君) まちづくり課長。

○まちづくり課長(長島 司君) 職員2名が行く予定でございますけれども、環境課の職員が1名と、消費生活研究会の事務局がまちづくり課でございますので、まちづくり課の職員が1名と2名で行く予定をしております。

○議長（山田厚司君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。環境課の職員が行っていただけということで、安心いたしました。と申しますのは、やはり最終的にですね、行ってこられた後に西伊豆町のごみ対策として、皆さんで今後どう審議していくかっていうことの協議をしていくっていうお話でしたので、やはり担当課が、現場を見れないっていうことは、取りまとめも大変じゃないかなと思いましたので、その面では、了解いたしました。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 8ページをお願いします。8ページの13款2項2目衛生手数料ですね。ここに、過年度分のごみ処理手数料2万6,000円って入ってきているんですけど、過年度分のごみの手数料って、今ごろここに、補正で入ってくるわけですか。

○議長（山田厚司君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） すいません。これにつきましては前年度に、事業所の指定ごみ袋の販売におきまして、1件の未納2万6,160円が生じてしまいました。事業所へも再探請求はしたのですが、確かに支払っていないという確認をとってからということで、結局は出納閉鎖後以降の支払いとなってしまいました。今年度、滞納繰越分として、予算計上、その分で2万6,000円ということで、計上させていただきました。大変申し訳ありませんでした。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） そういうごみ手数料を滞納するところにはもう、袋、ごみ袋を販売する権利というのは、与えないほうがいいと思うんですけど、その辺は難しいんですか。

○議長（山田厚司君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） 事業者のほうにも厳重注意というか、今回、初回でしたので、今度やったらもう、販売のほうを中止させてもらいますと言うことは伝えております。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。

10番、増山勇君。

○10番（増山勇君） 16ページの、商工振興費の中の、事前に説明あったのかと思いますけど、具体的にですね補助金、新型コロナウイルス感染症休業支援金ですけども、何件ぐらい、西伊豆であったのかっていうことと、どの程度支援するのか、その辺の詳しいことを再度聞かしてください。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） この支援金でございますけれども、8月2日付けのほうで、商工会のほうから要望書を受けまして、新型コロナウイルス感染症に感染した事業者へ休業に対する支援金を交付することで、従業員や来客に対する感染拡大防止をすることを目的として、支援するものでございます。この前、全協のほうでちょっと説明させてもらったんですけれども、内容についてはですね、その全協の内容ともう少し、申請がしやすいように、ちょっと取り組んでおるところでございまして、予算上に関しましては、1件当たり30万円の、大体30件ということで900万円を計上をさせていただいたところでございます。今後、要綱を定めましてそちらのほうで決定次第、申請のほうを受け付け、対応していきたいと思っております。

○議長（山田厚司君） 10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） それはいいんですけどもね、現実には西伊豆町で、何件ぐらいの、こうしたコロナの影響でですね、営業できなかつたっていうの。現時点で把握されてるんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 数字として、現時点でこれだけかかっていてこれだけの休業がありますという報告は受けておりませんが、私の知ってる限りでは、4、5件はそれに該当するお店が既にあります。今後ですね、要は、店主の方は元気でも、家族の方がなされると、濃厚接触者で、休まなければいけないとかっていうことが出てきます。昨年度までは、国のほうで休業補償的なものとか、いろいろなものがございましたけども、この令和4年度になってから、事業所に対する、そういったものは一切ございません。ある意味ですね、人の動向についてはもう、今国は止めておりませんので、これだけ第7波で増えてるわけですけども、この増えたら増えたで、何て言うのでしょうか。休業補償みたいなものはしないんですけども、濃厚接触者は動くなと言うことは続けておられるわけでございますので、やはりその辺は手当をしなければいけないと。ということで、今までに申請があったものに対する補助ではなくて、それも含めて、今後もそういったことが発生する可能性がございますので、先ほど課長が答弁させていただいたように、約30件分ぐらいを見込んで、この900万円の予算を取らせていただいたということで、今、私たちのところに、正確な数字というものは、上がってきてるわけではございません。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） 今の説明ですれねちょっと分からないっていうか、この補正予算の財源内訳見ますと、全て国県補助金になってますね、あ支援、国県の支出金と。国のほうが無くなったのに、なぜこういうふうになるのかっていうのをちょっと、説明とずれてくるじゃないかなと思うんです。どういうふうに理解したらいいんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 国のほうがこのコロナ対策に対して、町などが行う事業に使いなさいというお金が来ていることは議員も承知されていると思います。ですから、国の制度ではございませんけども、いただいたお金を使って町の制度でこういった補助をするというものでございます。

○議長（山田厚司君） 質問中ですが暫時休憩します。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時20分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

質疑を続けます。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 取りあえず3点聞きたいんですけど、一つ一つ行かしてください。まずは11ページ。ここの2款2項2目ですか。過年度還付金が相当額が大きいんですけども、差し支えなければ、具体的な内容を教えてもらいたいと思います。1点目。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。マイクを使ってください。

○窓口税務課長（高橋昌子君） はい、こちらですね、過年度還付金でございますけれども、先ほど総務課長の説明の中にもありましたけれども、田子の大きな会社がですね、3年度に事業の縮小を行いました。それに伴いまして、売上げ額の減少及び従業員数が減ったものによる売上げ配分の減少が要因で、予定申告を大幅に下回っております。それによって、法人割の還付額が高額となったのが一番大きな理由となっております。以上です。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 総務課長そんな説明してませんよ。しました、田子のって。ただ還付金っていう話をしたわけでしょ。住民税でね。はい。2番目。17ページ。これの7款4項

1 項、港湾事業負担金169万8,000円ですねこれ具体的な内容を教えてください。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 宇久須港においてですねトイレを、造り直すという計画が進められておまして、建て替えについては県のほうでやっていただけるという事になっております。その設計委託を本年度発注したので、負担金をくださいというような通知が参りました。事業費の35%が負担率となりまして、この額を補正するものです。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） どこにどういうふうに造るのか、分かれば教えてください。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 地区の話も聞きまして、今ある既存のトイレを取壊して、そこへ造るような格好で計画を進める予定であります。

○議長（山田厚司君） はい、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） はい、では3点目、3点目はですね、20ページ、ここの予備費のところですけども、これ先ほど8月13、14のところでは予備費、大浜海岸かな、これで使ったということですけども、例えばね、これほかの、例えばページ19ページ、ここの災害復旧費ですね、10款1項2目、これも祢宜畑倉見線の土砂ポケット、これの掻き出しですか。これで使っちゃったんで、今度採るのは予備費ですよ。それから、同じく15ページ、ここでも説明ありましたけども、5款3項2目、港湾内施設修繕費、150万ですか。これは、4月7日かな、これの処理で使ったんでこれも今後のための予備費ですよ。そういうことを考えると、13款の予備費とそれぞれの他の予備費ってのは、どういう区別をしてんのかその辺教えてください。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 今回の予備費の大浜海岸の件につきましては8月の13、14の、台風の関係で、流木が流れつきました、まだ海水浴のシーズン中でありましたので緊急性がありました。で予備費から充用させてもらって行うような格好でやらせてもらいました。で、それ以外のものについては今年度に入って、何度か土砂撤去とかやってまして、予算の残がなくなったところもあります。今後、秋からの台風シーズンに向けて今後あった場合に早急に、事業に着手したいっていうものもありますもので実際、災害はまだ発生してないんですけども今後発生した場合の対応ということで、予算を取らせてもらっている格好のものとなっております。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） そうしますと15ページ、19ページのやつは予算があつてそれを使い切ったから、さらに、予備的に取りましたよと、大浜海岸は、いわゆる緊急性があつたと。とすればですね、大浜海岸もまた同じような状況が起こる可能性あるわけじゃないですか。これはまた、予備費でやるんですか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） そのときの流木の漂着の具合によつてもわかりませんが取りあえず海水浴のシーズンが8月いっぱい終了しましたので、今後につきましては、その時の様子を見ながら考えるような格好にはなつてくと思います。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。質疑、よろしいですか。はい。

3番仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 5ページの、臨時財政対策債のところですけど、私、よく理解ができなかったのですが、このところちょっとゆっくり説明していただけると助かります。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） この臨時財政対策債っていうのは、町に交付税として入ってくるんですけども国のほうの財源がないために、今回の臨時財政対策債が、西伊豆町がこれだけですよっていう上限を決められています。その関係で当初が、1億3,000万の臨時財政対策債を取つてあつたんですけども、決定としまして、9,500万円減額になって3,500万円って格好で、臨時財政対策債になってます。これにつきましては後年度にですね、基準財政需要額の中に入って、また交付税として、何十年間のスパンで返ってくる格好にはなつてきませんよんで臨時財政対策債になろうと、こちらを減額になって交付税に入つてこようと全体の大枠の金額は変わらないような格好の、お金の動きになりますので、町としては、臨時財政対策債でそのとき借りても、借りた分は、国から入ってくるお金で、返すような格好も、最終的には、そういうような考え方もできますもので、どっちが増えてもどっちが減つても、財政上、影響はないような格好で考えてもらつて良いと思います。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） その前に交付税の算定額が確定したのでっていう話なつたでしょ。そのところの算定基準の話もちよつとなされましたよね先ほど、そこを聞き取れなかつたんです

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） えっとですね、今年度の普通交付税の算定額が決定しました。

それに伴いまして、臨時財政対策債の枠が決まってくるような格好に、なってきます。交付税の金額プラス臨時財政対策債の金額プラスで合計額になってくるんですけども、それが、今回の場合は交付税の額が増えて、臨時財政対策債の額が減ったみたいな感じになってますので、合計額とすると変わってないというような格好で入ってくるような格好にはなってきます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。はい、ほかに質疑ありますか。はい、

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 11ページの、2款1項16目のところのお試し住宅修繕費ってのがあ
るんですけど、この住宅の最近の利用状況と、それとここ2、3年ですね、借上料を含め
た、管理費用とか全部含めた出た金額はわかりますか。どのぐらいかかっているか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） お試し住宅の利用につきましては、この2、3年が、こ
こ最近が、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、ほぼ、受け付けていないという状況で
ございます。ただ地域おこし協力隊員が、こちらに転入する際にですね、いろいろな転入手
続等がございますので、そのところで使っていたりとか、あと、国際ボランティア学
生協会の皆さんがインターンシップで、年2回ぐらい、こちらに来ておりますけれども、そ
の際に、利用していただいているのが最近の状況でございます。過去にはですね、かなり、
利用される方が多くてちょっと今数字を手元に持っていないので、報告はできませんけれど
も、大体年間を通じてですね、利用されているというような状況でございます。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 管理費については、主にやっつてるのが電気ガス水道、光
熱水費ですね。そのほかにも、消防設備費とか、そういったものを町のほうで支払いをし
ております。あとあそこが借り上げで行っておりますので、月6万円の契約で、その場所
を借りているという状況でございます。最近は利用者が少ない、一般のお客様を受け付けて
おりませんので、光熱水費等はかからない状況でございますので、今現状としては、使用料
をお支払いさせてもらっているという状況でございます。コロナも、段々こう、収まってまい
りましたというか、一般の方も、特に緊急事態宣言等が出ているものでもございませ
んの、予約のほうは再開したいということで、今のところ準備を進めているところでございま

す。

○議長（山田厚司君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） それとですねこの16ページ、7款道路費か。この町道大畑線測量設計業務委託、550万ついてるわけですけど、これはどういう状況なんでしょうかね。道路自体、それから。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 今年度過去の地区要望の、検討中となって、塩漬けになっているようなものをですね、もう一度見直そうという作業を行っております。この場所についても、10年以上、前に地区要望が出て、ずっと工事ができていないという状況でした。状況としては、石積が孕んでいてちょっと危険だよと。すごく道が狭い場所で、草が生えてきて、そこから草が生えてきていて、ちょうど通るにも難儀するようなところになります。法面自体が私有地なんですね、用地買収しないと工事ができないという状況でして、全体的に工事までたどり着くまでに、かなり時間を要するだろうと。ということが想定されますので、できるだけこういった案件を早期に処理をしていこうという、町の方針でございますので、今年度、測量、それから用地の立会いをしてまた用地交渉を行いまして、何とか来年度に工事費を計上できるぐらいの、ところまで持っていこうというところで今作業を進めているところでございます。

○議長（山田厚司君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） この事業はどうして始まったのかなってそこが最初の、ちょっと疑問だったんですが、その地区要望を見直した、それは大変結構なことである限り長くほっておかないようお願いしたいと思いますけど。今後どれぐらい予算かかるかなってのは予測できます。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） どの程度拡幅するかとか、どういった工法でやるかというところを、これから地主の方と協議をして決めていくことになります。なのでそれを算出するための委託料を今回計上させていただいております。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。はい。

1番松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 14ページの衛生費、廃棄物処理費の委託料の焼却施設精密機能検査業務なんですけれども、どのようなものか概要を教えてください。

○議長（山田厚司君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） 主だったものは施設の概要調査、今現施設の状況の調査と、運転管理の実績調査、維持管理調査、補修実績調査、整備装置の状況調査、処理条件と処理効果のほうの報告等の毎年、年に3回のスパンで調査をしている状況です。

○議長（山田厚司君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） 3年に1回、報告してます。

○議長（山田厚司君） はい、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 3年に1回やるっていうことになってるんでしたら今年の当初に載っけておけばよかったかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） それについては大変申し訳ないです。当初、当然、3年に1回ですので載っけるべきだったんですけど、こちらのほうで、要は、ミスというか、漏れという形で今回計上させていただいております大変申し訳ありませんでした。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。はい、ほかに質疑ありますか。

10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） 15ページの、その消費者生活の負担金ですけど、補助金ですね、これについてですね、21名という報告があったんですけど、どういう手段で応募されて、21名になったのかっていうのは、まずお聞きしたい。そもそもですね、町長一般質問でも答えられた大きな意味でですね大きな意味って言ったらおかしいけども、そういった、分別のしてる先進地に行ってくるんだと、それは理解します。大に行っていただきたいんですけども、今日の新聞にも少し報道されていたし、仲田議員の一般質問の中でも取上げられたんですけども、その21名をどういう、今、要するに公募されたのか。その点を教えてください。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 公の形で公募というものはしておりません。消費生活センターの方たちに来ていただいて、ちょっと私とお話をして、できれば皆さんの中でそういった視察に行っていただけるのであれば、町のほうで費用を負担したいので、どなたか行っていただけませんかという声をかけさせていただきました。そうしましたら会の方たちから、私たちだけではということがありまして、女性会のほうにも声を掛けたいということでございますので、どうぞ声掛けをしてくださいということで話を進めているというところでございます。

○議長（山田厚司君） 増山勇君。

○10番（増山 勇君） 今町長が言われたように、町長が消費者グループに呼びかけてやら

れたってということで、その経過がねよくね、わからないんですよ。だもんで聞いているわけです。当然、公費で行かれるんですから、それぞれ目的を持っていかれると、大いにやっていただきたいと思うんですけどね。そのあとですよ、あとってというか、実施してですね、報告とかあるんだと思うんですけども、行けなかった方とか、私も行きたかったって後でそういう意見が出ないように、ぜひ、出ないように言ったら言い方悪いですけども、町民全体にですね、声掛けしていただければ良かったのかなと私は思いますけどね。その辺、住民のほうから、何だこれはっていうふうに言われかねないと思うんでね。十分そういったものを注意して実施していただきたいと思うし、もう一つ言いたいのは先ほど浅賀議員も言われたように、まちづくり課が中心になって最初スタートしてましたよね。なんで、環境衛生課がですね、ごみの問題で携わらないのか、今回ようやく職員も行かれるということにはなりましたんでね。少しは一安心してるんですけども、3ヶ町村のごみ処理の問題もありますけども、まず、環境課がですね、今後町のごみ処理をどうするかってことをきちっとですね方針を持って、もちろん計画があると思うんですね。それに基づいてこういう事ですよというふうにやられるんならいいけども、どうもそういうふうに見受けられない。環境課のほうでは、前に業者の、要するに事業ごみの富士に行くというふうに、一つは、公に公募してないっていうんですから、なかなか、難しいと思うんですけどね。そもそもでは聞き方変えませう。消費者グループってのは何人いらっしゃるんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 多分下田の件があるんでね、増山議員も歪曲されているいろいろな質問されてるかと思えますけども、逆に消費者グループがどういった団体で、どういった活動を、今までやってきたかって全く無知なのに、そういう質問されると消費者グループの方に大変失礼だと思いますよ。今西伊豆町で、ミックスペーパーとか、それこそ、古い布団とか、今集めるようになってきてます。これ提案をしてくれてるのは、消費者グループの方たちが、富士だったか富士宮だったかちょっと私忘れちゃったけども、コアレックスさんのところに視察に行かれて、平成28年ぐらいにたしか提案をされたんですけども、その時は蹴飛ばされて、私になったときに、そういった提案があるんだったら聞き受けましょうということで始めたりもしてます。この方たちは酸性雨の調査をしたりとか、いろいろな環境に対して、興味を持って、どうにかしたいと言って今まで活動されてきた方でございますので、その方たちに行っていただくのは私はベストだと思って、行っていただけませんかという声掛けをさせていただいたんです。ただ物見遊山で、そういう団体があるから行ってくださいって

いうお願いしたわけではなくて、過去の下積みがあるから、そういう形であれば、しっかりとした視察、また、その報告が得られるんだらうということで、声を掛けさせていただいたというものでございますので、あまり歪曲して、ご発言にはなれないほうがよろしいかなというふうに思います。で、なぜまちづくり課がということをおっしゃいますけれども、コアレックスさんに行ったときも、消費者グループの事務局は商工係なんです。ですから商工係が、運転したりとか、添乗したりとかして連れていってます。そのときコアレックスは、環境の問題だから環境課かっていうと、環境はそこにはタッチしてないわけですよ。ですから別にその環境問題だから環境がタッチしなければいけないのではなくて、あくまでも事務局を持つてるのは商工係なので、商工係、まちづくり課がっていう話ですから、そこを歪曲しないでください。

○議長（山田厚司君） 10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） 決して歪曲してる訳ではなくて、うちの女房も消費者グループの一員なんです。会報も来ますし、こういう事やってますっていうのも十分承知してます。それで、言ってるのはそれ以外の方がですね、これ公然と、今日の新聞にも出てましたし、一般質問でも取上げられて、質疑をしてるわけですから、だんだんですねだんだんと言うか、当然町民の方に知れわたるわけですけども、そういったときにですね、いろいろ言われる可能性はないかってことでちょっと心配しただけなんです。決して行くと言ってないですよ。大いに行っていただきたい、もっと行ける方がいたらですね大いに行って、研修してもらいたいと思います。ですからそういう意味で、町長が言い出しっぺみたくなってますからね。これは、施政方針っていうか、町の方針に従ってやってるというふうな答弁でしたのでね。そのままっていうか、それで、ある程度理解するんですけどもね、別にそれ以外の方が、あれっていうふうには言われないようにしてくださいということです。以上です。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、鹿児島に物見遊山で遊びに行くわけではないんですよ。仮にそういったことをおっしゃる方がいるのであれば、常日頃からこういった会に入っていて、環境に対する活動であったりとか、そういうことをしていただいたほうが良いと思いますので、ぜひ、そういうことに興味があるのであれば、この会にご加入くださいということを増山議員のほうから、お勧めしてください。

○議長（山田厚司君） ほかに質疑ありますか。はい、
6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） ちょっと今の関連ですけど、21名で、補助額は約200万そこそこです
から1人当たり10万ですよ、補助額の内訳っていいですか。例えば、2名行く役場の職員
だと普通旅費13万2,000円ですけども、そのほかに恐らく、宿泊だとか、いろんなのがある
んでしょうけども、この消費者グループにですねどういふ補助を出すのか、その内訳を教え
てください。まず1点。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 消費生活研究会の補助金の204万7,000円の内訳でござい
ますけれども、これは見積りを取りましてここのほうに計上させていただいております。ま
ずバス代がですね、こちらは西伊豆町から羽田までの往復、それから現地の移動分というこ
とで、約60万飛行機で、そこから鹿児島の方まで向かいますので、それが約90万ぐらい。
宿泊のほうがですね、約50万円。その他施設の入場料等がこれは安い金額ですけど、約3万
7,000円程度になりますので合計で204万7,000円ということになります。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） ということは今回かかる費用の全額補助という理解ですか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） はい、今回は全額補助で行いたいと思っております。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） もう1点お願いします。14ページ、4款3項この1節ですか、委託
料。ですね、ごめんなさい、4款2項です。し尿処理のほうです。私、衛生プラントの組合
議会の議員でないんでわかりませんし、本来は、組合議員の議員に聞くのが筋なのかもしれ
ませんが、金を出すのは町ですので、740万なにがしてことは1,500万ぐらい、松崎と
合わせればですね、高騰してるんですけども、いろんなものが高騰してるんですけどもこの
1,400万の内訳、何がどういふふうにあがってるのかっていうところを教えてください。

○議長（山田厚司君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） 内訳であります、光熱水料、主に電気料になります。電気料の
ほうが410万円ほど。そして、修繕費としてポンプとか計量器の修理にかかる費用が約500万
円。そして運転管理費に含まれている、薬剤費が高騰していますので、その分の高騰分の370
万円ほどの、補正ということになっております。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 内容はわかったんですけども、例えば、今、衛生プラントがですね、

電気代がこれぐらい上がってるからってことで補正をかけてます。当然西伊豆町の企業課だとか、環境課ってのは、電気料相当高騰してますよね、これ補正っていつかけるんですか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 高圧系の電気料につきましては、12月に補正をかける予定で計画をしております。

○議長（山田厚司君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 私は衛生プラントの仕組みがちょっとよく分かってないんでトンチンカンな質問かも知れませんが、衛生プラントがなぜ、そしたら9月に、補正をかけるんですか、衛生プラントは、議会が、年に2回とか、3回とか、ちょっと、仕入れてないんでわかりませんが、9月補正を、例えば電気代だとかこういうのが高騰、薬品が高騰して、かけるって理由は何ですか。

○議長（山田厚司君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） 松崎町のほうの、回答では、電気代につきましては、微妙な段階なものですから、この修繕費と、薬剤の購入費、補正する、この機会にまとめて補正をやりたいということで、一括して金額を計上させていただいている状況であります。

○議長（山田厚司君） いいですか。ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（山田厚司君） これより、討論を行います。先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。議案第32号 令和4年度西伊豆町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり、決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第32号は原案のとおり、可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第3、議案第33号 令和4年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議案議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第33号は、令和4年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） それでは議案第33号についてご説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額、失礼しました。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,740万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、13億1,540万円としたいものでございます。

2 ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正の歳入でございます。款、項、補正額の順でご説明をさせていただきます。6款繰入金、1,740万円。1項一般会計繰入金、3万9,000円の減。2項基金繰入金、1,743万9,000円。歳入合計に1,740万円を追加し、13億1,540万円としたいものでございます。次に歳出です。1款総務費、1項総務管理費ともに、3万9,000円の減。8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金ともに、1,743万9,000円。歳出合計に、1,740万円を追加し、13億1,540万円としたいものでございます。

3 ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入です。2ページの第1表歳入歳出予算補正と同様ですので、省略をさせていただきます。次に歳出です。こちら、2ページの第1表と同様ですので、省略をさせていただきます。補正額の財源内訳は記載のとおりです。

4 ページをお願いします。歳入です。6款1項5目その他一般会計繰入金。1節職員給与費等繰入金、3万9,000円の減。こちらは人事異動による減額となります。2項1目基金繰入金、1,743万9,000円。こちらは、介護保険給付費の令和3年度精算による返還金に充てるため、基金を繰り入れるものでございます。

5 ページをお願いします。続いて歳出です。1款1項1目一般管理費、3万9,000円の減。内訳としまして、2節給料、3節職員手当等、4節共済費が、それぞれ人事異動に伴うもので、合わせて3万9,000円を減額するというものです。続いて8款1項4目の償還金、

1,743万9,000円です。内訳としまして、22節の償還金利子及び割引料で、令和3年度に、国、県、支払基金からそれぞれ交付を受けました、介護保険給付費等の確定による精算により返還をするものです。以上簡単ですが説明とさせていただきます。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第33号、令和4年度 西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時 6分

◎認定第1号から認定第6号の一括上程、説明、

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

お諮りします。本日の日程になっております。

日程第4、認定第1号 令和3年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

日程第5、認定第2号 令和3年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

日程第6、認定第3号 令和3年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

日程第7、認定第4号 令和3年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

日程第8、認定第5号 令和3年度西伊豆町水道事業会計決算認定について。

日程第9、認定第6号 令和3年度西伊豆町温泉事業会計決算認定について。

以上6会計の決算認定を、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

よって、日程第4、認定第1号 令和3年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第9、認定第6号 令和3年度西伊豆町温泉事業会計決算認定についてまでを、一括議題とすることに決定しました。

議案の朗読は省略して、順次各会計の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） はい。ただいま上程されました認定第1号 令和3年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第6号 令和3年度西伊豆町温泉事業会計決算認定につきましての詳細は、担当課長より説明を申し上げます。

○議長（山田厚司君） 会計管理者。

〔会計管理者 森健君登壇〕

○会計管理者（森 健君） それでは、ただいま上程されました、認定第1号 令和3年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第4号 令和3年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、順次説明させていただきます。

説明につきましては、お手元に配付してございます事業実績及び主要施策の成果説明書に詳細が記されておりますので、ここにおきましては、決算書の款のみの朗読をもちまして説明とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

朗読にあたり、各会計ともに、歳入は款、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に。歳出は款、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の順に朗読させていただき、調書などは、増減のみの説明といたしますのでよろしくお願いいたします。

初めに、認定第1号 令和3年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。令和3年度一般会計特別会計決算書の3ページ及び4ページをお開きください。令和3年度静岡県賀茂郡西伊豆町一般会計歳入歳出決算書、歳入でございます。1款町税、7億9,455万8,000円、8億3,906万6,674円、8億2,311万85円、175万6,758円、1,419万9,831円、2,855万2,085円。2款地方譲与税、3,727万円、4,007万円、4,007万円、0、0、280万円。3款利子割交付金、60万円、44万9,000円、44万9,000円、0、0、マイナス15万1,000円。4款配当割交付金、280万円、379万1,000円、379万1,000円、0、0、99万1,000円。5款株式等譲渡所得割交付金、360万円、537万5,000円、537万5,000円、0、0、177万5,000円。6款法人事業税交付金、450万円、856万3,000円、856万3,000円、0、0、406万3,000円。7款地方消費税交付金、1億8,600万円、1億9,018万円、1億9,018万円、0、0、418万円。8款環境性能割交付金、300万円、326万5,000円、326万5,000円、0、0、26万5,000円。9款地方特例交付金5,650万円、6,320万1,000円、6,320万1,000円、0、0、670万1,000円。10款地方交付税、26億540万6,000円、26億711万7,000円、26億711万7,000円、0、0、171万1,000円。11款交通安全対策特別交付金、75万円、70万8,000円、70万8,000円、0、0、マイナス4万2,000円。

5ページ及び6ページをお願いいたします。12款分担金及び負担金、2,059万7,000円、2,078万1,436円、2,078万1,436円、0、0、18万4,436円。13款使用料及び手数料、4,483万6,000円、4,231万161円、4,227万4,301円、0、3万5,860円、マイナス256万1,699円。14款国庫支出金、7億7,916万2,000円、6億9,358万1,777円、6億9,358万1,777円、0、0、マイナス8,558万223円。15款県支出金、2億7,542万2,000円、2億7,514万5,710円、2億7,514万5,712円、0、0、マイナス27万6,288円。16款財産収入、4,859万8,000円、4,946万7,938円、4,509万2,938円、446万5,000円、0、マイナス359万5,062円。17款寄附金、15億150万6,000円、13億368万6,500円、13億368万6,500円、0、0、マイナス1億9,781万9,500円。18款繰入金、20億9,151万8,000円、17億3,767万8,671円、17億3,767万8,671円、0、0、マイナス3億5,383万9,329円。19款繰越金、3億9,400万5,000円、3億9,400万5,098円、3億9,400万5,098円、0、0、98円。20款諸収入、2億5,771万1,000円、2億4,656万

6,334円、2億4,523万8,238円、0、132万8,096円、マイナス1,242万、47万2,762円。

7ページ及び8ページをお願いいたします。21款町債、2億1,890万円、2億380万円、2億380万円、0、0、マイナス1,510万円。歳入合計、93億2,723万9,000円、87億2,880万9,301円、87億702万3,756円、622万1,758円、1,556万3,78387円、マイナス6億2,021万5,244円でございます。

9ページ及び10ページをお願いいたします。歳出でございます。1款、議会費、6,495万5,000円、6,013万233円、0、482万4,767円、482万4,767円。2款総務費、8億4,202万7,000円、7億9,724万4,584円、264万円、4,214万2,416円、4,478万2,416円。3款民生費、12億563万3,000円、10億8,984万6,821円、5,440万円、6,138万6,179円、1億1,578万6,179円。4款衛生費、6億3,350万4,000円、5億8,148万6,795円、0、5,201万7,205円、5,201万7,205円。5款農林水産業費、2億4,791万5,000円、2億2,449万4,730円、0、2,342万270円、2,342万270円。6款商工費、22億1,779万円、17億1,931万2,616円、1億3,572万6,000円、3億6,275万1,384円、4億9,847万7,384円。7款土木費、2億9,652万5,000円、2億6,514万1,109円、0、3,138万3,891円、3,138万3,891円。

11ページ及び12ページをお願いいたします。8款消防費、4億531万2,000円、3億7,760万1,539円、650万円、2,121万461円、2,771万461円。9款教育費、7億1,048万円、5億3,258万9,350円、1億5,124万円、2,665万650円、1億7,789万650円。10款災害復旧費、7,900万2,000円、4,034万7,750円、0、3,865万4,250円、3,865万4,250円。11款公債費、5億7,045万2,000円、5億6,583万4,405円、0、461万7,595円、461万7,595円。12款諸支出金、20億5,315万6,000円、18億5,166万9,013円、0、2億148万6,987円、2億148万6,987円。13款予備費、48万8,000円、0、0、48万8,000円、48万8,000円。歳出合計、93億2,723万9,000円、81億569万8,945円、3億5,050万6,000円、8億7,103万4,055円、12億2,154万55円。歳入歳出差引残額、6億132万4,811円となった内容でございます。

15ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順にご説明いたします。1、歳入総額、87億702万4,000円。2、歳出総額、81億569万9,000円。3、歳入歳出差引額、6億132万5,000円。4、翌年度へ繰り越すべき財源、(1)継続費通次繰越額はなしでございます。(2)繰越し明許費繰越額2億8,916万6,000円。(3)事故繰越し繰越額はなしでございます。計2億8,916万6,000円。5、実質収支額3億1,215万9,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入れ額はなしとなった内容でございます。

17ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。1、公有財産（1）土地及び建物の総括でございます。土地、建物ごとに区分、決算年度増減高、決算年度末現在高の順に説明いたします。土地（知的）、公共用財産、その他の施設、1,156平方メートルの増で3万6,127平方メートルに。その他、1,458平方メートルの減で、322万9,346平方メートルに。合計302平方メートルの減で、1,996万3,963平方メートルとなったものです。建物の決算年度中の増減はありませんでした。

18ページをお願いいたします。（1）－2、土地及び建物の行政財産でございます。土地（地籍）、公共用財産、その他の施設、1,156平方メートルの増で、3万6,127平方メートルに。合計1,156平方メートルの増で、73万1,487平方メートルになったものです。建物の決算年度中の増減はありませんでした。

19ページをお願いいたします。（1）－3、土地及び建物の普通財産でございます。その他、1,458平方メートルの減で、270万8,367平方メートルに。合計1,458平方メートルの減で、1,923万2,476平方メートルになったものです。20ページをお願いいたします。（2）山林でございますが、決算年度中の増減はありませんでした。（3）有価証券でございます。決算年度中の増減は、4,000円の減で、21万3,000円。減額の理由は、決算年度末における実勢価格の下落によるものです。（4）出資金でございます。決算年度中の増減は、一部事務組合下田メディカルセンター、98万9,000円の増で、1,219万7,000円。合計98万9,000円の増で、決算年度末現在高が6,973万6,000円となったものです。

21ページをお願いいたします。（5）出捐金でございますが、静岡県立大学グローバル地域センターの前身団体である、財団法人静岡総合研究機構は、既に平成24年3月31日をもって解散精算結了をしていたことが判明していたため、今回の決算において全額を減額するものです。このため、合計7万9,000円の減で、決算年度末現在高が1,697万円となったものです。

22ページをお願いいたします。2. 物品でございます。小型貨物自動車1台廃車、軽自動車貨物3台購入、3台廃車のため、増減なし、電気自動車1台廃車となった内容でございます。3. 債権でございます。定住促進事業資金貸付金、237万円の償還で1,239万9,000円に。百川奨学金貸付金、21万円の償還で100万円に。稲葉金秋奨学金貸付金10万6,000円の償還で完済となりました。

23ページをお願いいたします。4. 基金（その1）でございます。区分、決算年度中増減高、決算年度末現在高の順に説明させていただきます。財政調整基金、2億1,308万4,000

円の減で、20億3,755万9,000円。内訳は積立てが、8,691万6,000円、取崩が3億円でございます。減債積立金2,700万円の増で2,918万8,000円。ガラス文化振興基金、9,673万6,000円の全額取崩による基金廃止でございます。ふるさと応援基金2,637万6,000円の増で、18億6,306万6,000円。内訳は積立が13億2,599万円、取崩が12億9,961万4,000円でございます。診療所医療整備基金、469万1,000円の増で3,633万4,000円。内訳は積立が600万円、取崩が130万9,000円でございます。森林整備基金、8,828万7,000円の増で1億5,524万8,000円、内訳は積立が1億731万5,000円、取崩が1,902万8,000円でございます。公共施設等総合管理基金、3億5万7,000円の増で、15億9,845万円。サンセットコイン事業基金2,412万5,000円の皆増でございます。計1億6,071万6,000円の増で、69億6,370万9,000円となった内容でございます。5、基金（その2）、土地開発基金でございますが、決算年度中の増減はありませんでした。6、基金（その3）奨学金でございます。区分、決算年度中増減高、決算年度末現在高の順に説明いたします。百川奨学基金運用金22万円の増で889万9,000円。内訳は償還が21万円、利子が1万円でございます。稲葉金秋奨学金貸付金10万6,000円の増で、596万2,000円、こちらは全額償還によるものです。計32万6,000円の増で、2,506万1,000円となった内容でございます。以上で一般会計の説明を終わります。

続きまして、認定第2号 令和3年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

187ページ及び188ページをお開きください。令和3年度、静岡県賀茂郡西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、歳入でございます。1款国民健康保険税、1億5,820万6,000円、1億8,320万979円、1億7,416万1,783円、108万1,442円、795万7,754円、1,595万5,783円。2款一部負担金、4,000円、0、0、0、0、マイナス4,000円。3款使用料及び手数料、3万円、5万2,300円、5万2,300円、0、0、2万2,300円。4款国庫支出金、8万3,000円、8万2,000円、8万2,000円、0、0、マイナス1,000円。5款県支出金、10億3,613万9,000円、9億2,304万6,730円、9億2,304万6,730円、0、0。マイナス1億1,309万2,270円。6款財産収入、18万7,000円、18万6,527円、18万6,527円、0、0、マイナス473円。7款繰入金、1億297万9,000円、9,986万9,109円、9,986万9,109円、0、0、マイナス310万9,891円。8款繰越金、3,945万5,000円、3,945万5,946円、3,945万5,946円、0、0、946円。9款諸収入、831万7,000円、810万334円、804万4,249円、0、5万6,085円、マイナス27万2,751円。歳入合計、13億4,540万円、12億5,399万3,925円、12億4,489万8,644円、108万1,442円、801万3,839円、マイナス1億50万1,356円でございます。

189ページ及び190ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費2,747万5,000円、2,631万1,139円、0、116万3,861円、116万3,861円。2款保険給付費、10億2,444万3,000円、8億9,970万8,615円、0、1億2,473万4,385円、1億2,473万4,385円。3款国民健康保険事業費納付金、2億5,866万3,000円、2億5,866万2,676円、0、324円、324円。4款共同事業拠出金、1,000円、30円、0、970円、970円。5款保健事業費、1,292万1,000円、1,043万4,065円、0、248万6,935円、248万6,935円。6款基金積立金、1,065万8,000円、1,015万6,527円、0、50万1,473円、50万1,473円。7款公債費、1,000円、0、0、1,000円、1,000円。8款諸支出金、882万円、691万2,121円、0、190万7,879円、190万7,879円。9款予備費、241万8,000円、0、0、241万8,000円、241万8,000円。

191ページ及び192ページをお願いいたします。歳出合計、13億4,540万円、12億1,218万5,173円、0、1億3,321万4,827円、1億3,321万4,827。歳入歳出差引残額、3,271万3,471円となった内容でございます。

195ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順にご説明いたします。1、歳入総額、12億4,489万9,000円。2、歳出総額、12億1,218万5,000円。3、歳入歳出差引額、3,271万4,000円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はなしでございます。5、実質収支額、3,271万4,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入れ額はなしとなった内容でございます。

196ページをお願いいたします。財産に関する調書、基金でございます。区分、決算年度中増減高、決算年度末現在高の順にご説明いたします。国民健康保険事業基金、1,015万6,000円の積立てによる増で、3億8,089万円。計1,015万6,000円の増で、3億8,448万2,000円となったものでございます。以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、認定第3号 令和3年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

227ページ及び228ページをお願いいたします。令和3年度静岡県賀茂郡西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料、1億879万4,000円、1億844万5,500円、1億796万2,900円、5,000円、47万7,600円、マイナス83万1,100円。2款使用料及び手数料、4,000円、1万2,600円、1万2,600円、0、0、8,600円。3款繰入金、1億9,571万8,000円、1億9,517万2,310円、1億9,517万2,310円、0、0、マイナス54万5,690円。4款繰越金、35万9,000円、35万8,054円、35万8,054円、0、0、マイナス946円。5款諸収入、2,132万5,000円、2,112万9,827円、2,112万9,827円、

0、0、マイナス19万5,173円。歳入合計、3億2,620万円、3億2,511万8,291円、3億2,463万5,691円、5,000円、47万7,600円、マイナス156万4,309円でございます。

229ページ及び230ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、246万1,000円、214万4,119円、0、31万6,881円、31万6,881円。2款後期高齢者医療広域連合納付金、3億239万3,000円、3億93万9,747円、0、145万3,253円、145万3,253円。3款諸支出金、2,132万1,000円、2,112万7,071円、0、19万3,929円、19万3,929円。4款予備費、2万5,000円、0、0、2万5,000円、2万5,000円。歳出合計、3億2,620万円、3億2,421万937円、0、198万9,063円、198万9,063円。歳入歳出差引残額、42万4,750円となった内容でございます。

233ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順にご説明いたします。1、歳入総額、3億2,463万6,000円。2、歳出総額、3億2,421万1,000円。3、歳入歳出差引額、42万5,000円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はなしでございます。5、実質収支額、42万5,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はなしとなった内容でございます。以上で、後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

続きまして、認定第4号 令和3年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

249ページ及び250ページをお願いいたします。令和3年度静岡県賀茂郡西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書、歳入でございます。1款保険料、2億6,430万円、2億7,084万5,800円、2億7,024万1,100円、15万9,800円、44万4,900円、594万1,100円。2款使用料及び手数料、1万円、1万5,900円、1万5,900円、0、0、5,900円。3款国庫支出金、2億9,682万2,000円、3億155万6,859円、3億155万6,859円、0、0、473万4,859円。4款支払基金交付金、2億9,380万8,000円、2億9,918万6,000円、2億9,918万6,000円、0、0、537万8,000円。5款県支出金、1億6,262万1,000円、1億6,448万6,332円、1億6,348万6,332円、0、0、186万5,332円。6款繰入金、2億1,230万7,000円、1億9,170万5,255円、1億9,170万5,255円、0、0、マイナス2,060万1,745円。7款繰越金、1億7,156万1,000円、1億7,156万645円、1億7,156万645円、0、0、マイナス355円。8款諸収入、57万1,000円、68万6,082円、68万6,082円、0、0、11万5,082円。歳入合計、14億200万円、14億4万2,873円、13億9,943万8,173円、15万9,800円、44万4,900円、マイナス256万1,827円でございます。

251ページ及び252ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、3,415万4,000円、3,285万6,731円、0、129万7,269円、129万7,269円。2款保険給付費、12億1,725万4,000円、10億5,668万3,760円、0、1億6,057万240円、1億6,057万240円。3款財政安定化基金拠出金、2,000円、0、0、2,000円、2,000円。4款相互財政安定化事業負担金、1,000円、0、0、1,000円、1,000円。5款地域支援事業費、5,534万1,000円、4,885万3,806円、0、648万7,194円、648万7,194円。6款基金積立金、5,746万2,000円、5,746万2,000円、0、0、0。7款公債費、1,000円、0、0、1,000円、1,000円。8款諸支出金、3,653万3,000円、3,596万6,745円、0、56万6,255円、56万6,255円。9款予備費、125万2,000円、0、0、125万2,000円、125万2,000円。歳出合計、14億200万円、12億3,182万3,042円、0、1億7,017万6,958円、1億7,017万6,958円。歳入歳出差引残額、1億6,761万5,131円となった内容でございます。

255ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順に御説明いたします。1、歳入総額、13億9,943万8,000円。2、歳出総額、12億3,182万3,000円。3、歳入歳出差引額、1億6,761万5,000円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はなしでございます。5、実質収支額、1億6,761万5,000円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入れ額はなしとなった内容でございます。

256ページをお願いいたします。財産に関する調書、基金でございます。区分、決算年度中増減高、決算年度末現在高の順に説明いたします。介護保険介護給付等支払準備金、5,746万2,000円の増で、2億3,106万2,000円、計も同様となった内容でございます。

以上で介護保険事業特別会計の説明を終わります。

これをもちまして壇上からの決算説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 企業課長。

[企業課長 村松圭吾君登壇]

○企業課長（村松圭吾君） 決算書290ページから企業会計となります。

これより、認定第5号 令和3年度西伊豆町水道事業会計決算認定について及び、認定第6号 令和3年度西伊豆町温泉事業会計決算認定についてを説明させていただきます。

最初に決算書292ページからの水道事業会計決算書についてご説明します。

それでは、決算書の295ページをお願いいたします。令和3年度西伊豆町水道事業決算報告書です。この報告書は、予算との対比をしておりますので、消費税込みの金額で表記しており

ます。(1) 収益的収入及び支出の収入です。区分、予算額の合計、決算額、予算額に比べ決算額の増減の順で、款のみ読み上げます。

第1款水道事業収益、2億325万6,000円、1億9,324万6,309円、100万9,691円の減です。次に支出です。区分、予算額の合計、決算額、不用額の順で、款のみ読み上げます。第1款水道事業費用、1億9,681万9,000円、1億8,076万9,733円、1,604万9,267円。欄外をご覧ください。損益886万8,490円は、当年度の純利益になります。

296ページをお願いします。(2) 資本的収入及び支出。収入です。(1)と同様に款のみ読み上げます。第1款資本的収入、366万2,000円、346万3,000円、19万9,000円の減です。次に支出です。第1款資本的支出、5,682万1,000円、4,584万5,495円、1,097万5,555円です。欄外をご覧ください。資本的収入額が資本的支出額に不足する額、4,238万2,495円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額350万5,525円及び過年度分損益勘定留保資金655万1,578円、当年度分損益勘定留保資金3,232万5,392円で補填しました。

297ページをお願いします。令和3年度西伊豆町水道事業損益計算書です。この計算書は、318ページから323ページまでの附属書類の収益費用明細書が内訳となっております。

1、営業収益は1億6,114万8,593。2、営業費用は1億6,737万5,108円で、営業損益、622万6,515円となりました。3、営業外収益は、1,604万4,728円となり、298ページをお願いします。4、営業外費用は94万9,723円で、営業外収支は1,509万5,005円です。経常利益、886万8,490円となりました。5、特別利益及び6、特別損失はございません。当年度未処分利益剰余金、8,161万7,705円となりました。299ページをお願いします。西伊豆町水道事業会計剰余金計算書です。金額は301ページからの貸借対照表に反映されております。右端の資本合計の最下段にあります当年度末残高19億3,796万2,111円をご確認いただき、300ページをお願いします。令和3年度西伊豆町水道事業会計剰余金処分計算書案です。右側に記載の未処分利益剰余金の当年度純利益8,868万490円につきましては、全額利益積立金に積立立て、繰越し利益剰余金を0円とする剰余金処分案です。

301ページをお願いします。令和3年度西伊豆町水道事業貸借対照表です。固定資産の詳細は、附属書類の324ページの有形固定資産明細書に記載されております。それでは資産の部からお願いします。1、固定資産、(1)有形固定資産合計17億9,852万4,581円で、302ページをお願いします。(2)無形固定資産、合計5,268万894円、固定資産合計で18億5,120万5,475円となりました。2、流動資産合計5億3,409万921円で、資産合計は23億8,529万6,396円となっております。

303ページをお願いします。次に負債の部です。3、固定負債、固定負債合計4,364万6,343円。4、流動負債、合計2,226万2,292円。5、繰延べ収益、合計3億8,142万5,650円で負債合計4億4,733万4,285円となりました。資本の部です。6、資本金、15億362万1,287円。7、剰余金、(1)資本剰余金合計61万2,370円、(2)利益剰余金、合計4億3,372万8,454円で、資本合計19億3,796万2,111円は、先ほど299ページで、剰余金金計算書で確認していただいた右下段の金額と同額になっております。また、負債資本合計23億8,529万6,396円は、戻っていただいて302ページの下段の資産合計額、こちらの金額と同額になっておることをご確認ください。以上雑駁ですが水道事業会計の決算内容について説明させていただきました。

続きまして330ページをお願いします。これより、認定第6号 令和3年度西伊豆町温泉事業会計決算認定について、ご説明させていただきます。決算書333ページをお願いします。令和3年度西伊豆町温泉事業決算報告書です。この報告書は予算との対比をしておりますので消費税込みの金額で表記しております。(1)収益的収支及び支出の収入です。区分、予算額の合計、決算額、予算額に比べ決算額の増減、の順で、款のみ読み上げます。

第1款温泉事業収益、9,014万6,000円、9,233万926円、218万4,926円の増です。次に支出です。区分、予算額の合計、決算額、不用額の順で、款のみ読み上げます。第1款温泉事業費用、8,923万3,000円、8,389万7,124円、533万5,876円。欄外をご覧ください。損益740万4,880円は、当年度の純利益になります。

334ページをお願いします。(2)資本的収入及び支出の、収入です。(1)同様に款のみを読み上げます。第1款資本的収入、536万7,000円、536万2,500円、4,500円の減です。次に支出です。第1款資本的支出、1,474万1,000円、1,112万1,000円、362万円。欄外をご覧ください。資本的収入額が資本的支出額に不足する額575万8,500円は、当年度分消費税地方及び地方消費税資本的収支調整額101万1,000円、過年度分損益勘定留保資金474万7,500円で補填しました。

335ページをお願いします。令和3年度西伊豆町温泉事業損益計算書です。消費税抜きの金額で計算しております。この計算書は附属書類の355ページから、360ページまでの収益費用明細書が内訳となっております。1、営業収益、8,308万1,968円。2、営業費用、7,664万7,440,663円で営業利益643万4,505円。3、営業外収支、97万375円となっております。336ページをお願いします。営業外費用はありません、営業外収支は97万375円で、経常利益は740万4,880円となりました。5、特別利益、6、特別損失はありません。当年度未処分利益

剰余金は740万4,880円となりました。

337ページをお願いします。令和3年度西伊豆町温泉事業会計剰余金計算書です。これらは、339ページからの貸借対照表に反映されております。右端の資本合計の最下段、9億9,711万6,256円をご確認いただき338ページをお願いします。令和3年度西伊豆町温泉事業会計剰余金処分計算書案です。右側に記載の未処分利益剰余金740万4,880円につきましては、全額利益積立金に積立てて、繰越利益剰余金を0円とする剰余金処分案でございます。

339ページをお願いします。令和3年度西伊豆町温泉事業貸借対照表です。固定資産の詳細は附属資料361ページの固定資産明細書に記載されております。それでは資産の部からお願いします。1、固定資産（1）有形固定資産、次ページをお願いします。有形固定資産合計、3億4,972万1,692円。（2）無形固定資産合計、634万9,050円で、固定資産合計は3億5,607万742円となりました。2、流動資産合計、8億2,721万5,142円で、資産合計11億8,328万5,884円となっております。

341ページをお願いします。負債の部です。3、固定負債、固定負債はありませんでした。4、流動負債合計、739万1,370円。5、繰延収益合計、1億7,877万8,258円。負債合計が1億8,616万9,628円です。

342ページをお願いします。資本の部です。6、資本金、4億9,160万8,863円。7、剰余金（1）資本剰余金はございません。（2）利益剰余金、利益剰余金合計及び剰余金合計ともに、5億550万7,393円となりました。資本合計9億9,711万6,256億円は、先ほど337ページで、剰余金計算書でご確認していただいた右下段の、金額と同額になっております。また、負債資本合計、11億8,328万5,884円は、戻っていただき340ページの、最下段の資産合計と同額になっておることを、ご確認ください。以上雑駁ですが、温泉事業会計の決算内容についての説明と、させていただきます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（山田厚司君） 説明が終わりました。

暫時休憩します。再開は午後1時とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

町長。

○町長（星野浄晋君） すいません、発言をしております名称の訂正をお願いしたいと思います。本日増山議員から先ほど質問のあったもの、また昨日の一般質問でも、私名称をですね、誤って言っている可能性がございますので、訂正をお願いしたいと思います。本来であれば消費生活研究会と申し上げなければいけないところ、消費生活センターや、消費者グループと発言している可能性がございますので、申し訳ございませんが消費生活研究会というふうに、正しく訂正をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

◎監査委員の決算審査意見及び財政健全化判断比率等の審査意見

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ここで、監査委員の決算審査意見及び財政健全化判断比率等の、審査意見を求めます。

○議長（山田厚司君） 代表監査委員、鈴木宏男君。

〔代表監査委員 鈴木宏男君登壇〕

○代表監査委員（鈴木宏男君） それでは、令和3年度の決算審査意見書について申し上げます。

お手元の資料、令和3年度西伊豆町決算審査意見書の1ページをお開きください。

西伊豆町長 星野浄晋 様。

西伊豆町監査委員 鈴木宏男、同じく西島繁樹。

令和3年度会計決算審査意見書の提出について。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、西伊豆町長より審査に付された、令和3年度西伊豆町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書及び同附属書について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

1. 審査の対象

(1) 令和3年度 西伊豆町 一般会計 歳入歳出決算及び関係帳簿 証書類

(2) 令和3年度 西伊豆町 国民健康保険特別会計 歳入歳出決算及び
関係帳簿 証書類

(3) 令和3年度 西伊豆町 後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算及び
関係帳簿 証書類

- (4) 令和3年度 西伊豆町 介護保険事業特別会計 歳入歳出決算及び
関係帳簿 証書類
- (5) 令和3年度 西伊豆町 水道事業会計 決算及び 関係帳簿 証書類
- (6) 令和3年度 西伊豆町 温泉事業会計 決算及び 関係帳簿 証書類

2. 審査の期間

令和4年6月20日、7月19日・20日・26日・28日・29日、
8月2日・3日・5日の9日間

3. 審査の場所

役場3階議員控室、企業課事務室及び各学校・園

4. 審査の主眼点

- (1) 町長から提出された決算書、その他関係書類の様式は 法令に準拠し
計数は正確か。
- (2) 財政運営及び資金収支は 健全かつ効率的に行われているか。
- (3) 経費の支出限度が 事業目的を達成するための必要最小限にとどまり
節約の姿勢が伺えるか。

5. 審査の結果

審査に付された各歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する
調書及び財産に関する調書は 法令に準拠して作成されており、
決算計数は 関係帳簿及び証拠書類と照合した結果 誤りのないものと
認められた。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係 諸帳簿及び
証拠書類と符合しており 誤りのないものと認められた。

更に その内容について担当課長（局長）等の説明を受け 審査を実施した
結果、内容も正当なものであった。

2ページをお開きください。一般会計です。

この2ページから7ページまでの計数的な部分につきましては、担当課・
局から詳細な説明があらうかと思しますので、その係数に掛かる部分は
割愛をさせていただきます、意見にかかる部分だけを申し上げます。

7ページをお開きください。

下段 6 各課別の審査結果です。

(1) 各課（局）別指摘事項

なし

(2) 各課（局）別指導事項について

各課共通

① 監査調書の作成について

監査調書の作成時において、転記ミス、計算ミス等が、まだ多く見られるので、監査調書の提出前に、内容確認を確実にすること。

また、記載された数字の根拠となる資料は、用意しておくこと。

一般会計につきましては、以上でございます。

引き続きまして、特別会計です。

特別会計につきましても、一般会計と同様に計数的な部分につきましては割愛をさせていただきまして、意見にかかる部分だけを申し上げます。

8ページをお開きください。国民健康保険特別会計です。

8ページから11ページ上段までは、計数的な部分ですので割愛させていただきます。

11ページをお開きください。

4. 指導事項

なし。

12ページをお開きください。後期高齢者医療特別会計です。

12ページから13ページ中段までは、計数的な部分ですので、割愛させていただきます。

13ページをお開きください。

3. 指導事項

なし。

14ページをお開きください。介護保険事業特別会計です。

14ページから15ページの計数的な部分は、割愛させていただきます。

15ページをお開きください。1番下のところをご覧ください。

3. 指導事項

なし。

引き続きまして、16ページをお開きください。水道事業会計です。

16ページから18ページの計数的な部分は、割愛させていただきます。

18ページをお開きください。1番下のところをご覧ください。

8. 指導事項

なし

引き続きまして、19ページをお開きください。温泉事業会計です。

19ページと20ページにの計数的な部分は、割愛をさせていただきます。

20ページをお開きください。一番下のところをご覧ください。

5. 指導事項

なし。

特別会計につきましては、以上でございます。

引き続きまして、財政健全化判断比率等の審査意見について申し上げます。

お手元の資料、報告第2号 令和3年度西伊豆町財政健全化判断比率の報告についてを、4枚めくっていただきますと、令和3年度 健全化 判断比率等報告書、健全化 判断比率等 審査意見書があります。

10ページをお開きください。

西伊豆町長 星野浄晋 様。

西伊豆町監査委員 鈴木宏男、同じく西島繁樹。

令和3年度 健全化 判断比率 に対する審査意見について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第3条 第1項の規定に基づき審査に付された 令和3年度に係る健全化 判断比率 及び算定の基礎となる事項を記載した書類を、令和4年7月29日に審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

11ページをお開きください。

令和3年度 財政健全化 審査意見書です。

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化 判断比率 及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化 判断比率及びその算定の基礎となる事項を 記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見

①実質赤字比率

令和3年度の実質赤字額は無い。

②連結実質赤字比率

令和3年度の連結実質赤字額は無い。

③実質公債費 比率

令和3年度の実質公債費 比率は4.6パーセントとなり、前年度比

0.3ポイントの増となった。この数値は3年間（令和元年、2年、3年度）を平均したもので、単年度ベースでは4.0パーセント（令和2年度4.6パーセント）に減少した。減少した理由は、一般単独事業債、の償還終了や新たな借り入れを抑制したことに加え、地方交付税が増えたことによるものである。

④将来負担比率

令和3年度の将来負担比率は、充当可能財源等が、将来負担額を上回ったため、算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

引き続きまして、資金不足比率に対する審査意見について申し上げます。

12ページをお開きください。

西伊豆町長 星野浄晋 様。

西伊豆町監査委員 鈴木宏男、同じく西島繁樹。

令和3年度 資金不足比率に対する審査意見について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第22条第1項の規定に基づき審査に付された、令和3年度に係る資金不足比率、及び算定の基礎となる、事項を記載した書類を、令和4年7月29日に審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

13ページをお開きください。

令和3年度 水道事業会計、経営健全化、審査意見書です。

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見

資金不足比率での計算過程において、水道事業会計の剰余額は、5億1,818万7千円となり、資金不足額は生じていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

14ページをお開きください。

令和3年度 温泉事業会計、経営健全化、審査意見書です。

1. 審査の概要、これは水道事業会計と同じですので割愛させていただきます。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見

資金不足比率での計算過程において、温泉事業会計の剰余額は、8億1,982万3千円となり、資金不足額は生じていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

以上で監査報告を終わらせていただきます。

○議長（山田厚司君） 以上で、監査委員の決算審査意見及び財政健全化判断比率等の審査意見を終わります。鈴木代表監査委員お疲れさまでした。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時17分

◎認定第1号から認定第6号の質疑、委員会付託

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

これより質疑に入ります。質疑については、決算審査会が予定されていますので、大綱質疑といたします。初めに、認定第1号 令和3年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。いかがですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第1号 令和3年度、認定第1号 令和3年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を終わります。

○議長（山田厚司君） 次に、認定第2号 令和3年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての、質疑を許します。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 去年、1年間もコロナ、コロナというふうなことで大変な思いを健康福祉課の皆さん、していたわけですけども、コロナに関する自体の資金というのはほとんど国から交付税で算定されたと思うんですが、町の予算としてですね、町独自の健康保険にコロナの影響が出た。こういうことはなかったんでしょうか。

○議長（山田厚司君） はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい国保会計その中ではですね、大きな影響はありません。むしろ、一般会計のほうですけれども、いろんなコロナのワクチン接種に伴います、多くの事業、集団接種、あるいは個別接種、そういったものの費用については、全額国庫補助となっております。どちらかという国保の保険のほうで言いますと、いわゆる、コロナの感染症の予防のほうですね、医療費が病院行く機会が減ってきてますので、そういった意味では、医療費が、例年に比べて少し下がったという傾向は見えてとりました。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第2号 令和3年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終わります。

○議長（山田厚司君） 次に、認定第3号 令和3年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 後期高齢者に関しましては団塊の世代が後期高齢者のほうに移っていったと思いますが、その辺について後期高齢者医療特別会計の予算が逼迫するようなことはなかったのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） 今のところその団塊の世代によります医療費の逼迫という影響は、特に出ていないというふうに感じております。

○議長（山田厚司君） ほかに、ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第3号 令和3年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終わります。

○議長（山田厚司君） 次に、認定第4号 令和3年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第4号令和3年度西伊豆町介護保険事業特別会計、歳入歳出決算認定についての質疑を終わります。

○議長（山田厚司君） 次に、認定第5号 令和3年度西伊豆町水道事業会計決算認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第5号令和3年度西伊豆町水道事業会計決算認定についての質疑を終わります。

○議長（山田厚司君） 次に、認定第6号 令和3年度西伊豆町温泉事業会計決算認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第6号令和3年度西伊豆町温泉事業会計決算認定についての質疑を終わります。

す。

お諮りします。ただいま議題となっております、認定第1号から認定第6号までの6会計については、会議規則第39条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和3年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和3年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和3年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和3年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての4会計については、第1常任委員会に。認定第5号 令和3年度西伊豆町水道事業会計決算認定について、認定第6号 令和3年度西伊豆町温泉事業会計決算認定についての2会計については、第2常任委員会にそれぞれ、付託することに決定しました。

◎休会の議決

○議長（山田厚司君） お諮りします。9月9日から15日までの7日間、委員会審査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。したがって、9月9日から15日までの7日間、休会とすることに決定しました。

◎散会宣告

○議長（山田厚司君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会いたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午後 1時27分